

様式第十号(第百八十九条関係)

(表 面)

第百五十八条 被保険者又は被保険者であった者が、第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

船 員 保 険 検 査 証

(法第四十九条第二項関係)

写
真

官職又は職名
氏 名

(年 月 日生)

(裏 面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div data-bbox="555 707 786 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"><p>厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印</p></div>	<p style="text-align: center;">船員保険法(抄)</p> <p>(診療録の提示等)</p> <p>第四十九条 (第一項省略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>(第三項及び第四項省略)</p>
---	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。